



2024.2.22  
号外

## 能登半島地震 被災者支援のお知らせ

令和6年能登半島地震により被災された町民の皆さまが、一日でも早く日常生活を取り戻すことができるよう、各種支援制度をご案内いたします。(令和6年2月16日現在)

災害に関する情報を、発信し随時更新しています。  
ご登録及びご確認をお願いします。



空メール送信後、  
本登録し、ご利用  
ください。

### ■ 被災者生活再建支援金について 住民窓口課 ☎ 72 - 3132

地震により、居住する住宅に被害を受けられた世帯に、罹災証明書に記載のある「住家の被害の程度」と「再建方法」に応じて支援金を支給します。

※「罹災証明書」をお持ちの方から申請することができます。

#### ◆ 支援金の支給額

区分		① 基礎支援金	② 加算支援金		①+② 合計
複数世帯  (被災時の世帯人数が2人以上)	全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
	解体世帯		補修	100万円	200万円
	長期避難世帯		賃借	50万円	150万円
	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊	20万円	建設・購入	100万円	120万円
			補修	50万円	70万円
			賃借	25万円	45万円
	半壊	20万円	建設・購入	100万円	120万円
補修			50万円	70万円	
賃借			25万円	45万円	
準半壊	10万円	—	—	10万円	
一部損壊	2万円	—	—	2万円	
単数世帯  (被災時の世帯人数が1人)	全壊	75万円	建設・購入	150万円	225万円
	解体世帯		補修	75万円	150万円
	長期避難世帯		賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊	15万円	建設・購入	75万円	90万円
			補修	37.5万円	52.5万円
			賃借	18.75万円	33.75万円
	半壊	15万円	建設・購入	75万円	90万円
補修			37.5万円	52.5万円	
賃借			18.75万円	33.75万円	
準半壊	7.5万円	—	—	7.5万円	
一部損壊	1.5万円	—	—	1.5万円	

## ■ 被災者生活再建支援金について（続き）

◆申請受付場所 中能登町役場 行政サービス庁舎 1階 特設会場

※「**準半壊**」および「**一部損壊**」の方は、**オンライン申請**もご利用いただけます。

◆申請受付時間 午前9時から午後4時まで

◆申請期限 ① **基礎支援金** 令和7年1月31日 ② **加算支援金** 令和9年1月31日

◆必要書類

① 罹災証明書

② 世帯主の普通預金通帳の写し（口座名義はフリガナを記載）

③ 住民票の写しまたは世帯主のマイナンバーがわかるもの

※被災時に当該世帯が居住していたことが確認でき、かつ居住する住宅の所在、世帯主及び世帯の構成を確認するため。

※役場窓口で住民票の写しを交付する場合は、手数料は免除となります。

・コンビニ交付サービス及び広域交付で交付された証明書は有料となります。

・令和6年1月29日以前または、罹災（被災）証明書等の交付前に有料で交付された証明書の手数料は返金できません。

④ 来庁者の本人確認（マイナンバーカード、運転免許証など） ※別世帯の方が来庁する場合は、事前にご相談ください。

⑤ その他

・解体世帯は、解体が完了したことが確認できる証明書（解体証明書、滅失登記簿謄本など）も必要です。

・加算支援金申請の場合は、契約書等も必要です。

中能登町被災者生活  
再建支援交付金  
オンライン申請 →



## ■ 被災家屋などの解体・撤去について

生活環境課 ☎ 72 - 3927

地震により被災した、半壊以上の家屋等（倉庫、納屋などを含む）の解体・撤去について、下記のとおり実施します。  
（※罹災証明書または被災証明書が必要です）

**1. 公費解体** 所有者の申請に基づき、町が所有者に代わって解体・撤去を行う制度です。

**2. 自費解体** ご自身で被災家屋等の解体・撤去を行った場合の解体費用の一部を補助（費用償還）する制度です。

・提出書類が多いため1、2ともに申請受付は**3月16日**からの**日時予約制**とします。

・予約受付や事前相談については、生活環境課（☎ 72 - 3927）へご連絡ください。

### 注意事項

・被災の状況が記載された、罹災証明書、被災証明書（被災届とは異なります）が必要です。

・自費解体を選択された場合、対象となる経費は公費解体の実施相当（公費解体で算定された経費に処分費相当額を加えたもの）分のみとなります。

・罹災証明書、被災証明書の発行前に、ご自身で解体・撤去される場合には、家屋等の被災状況が半壊以上と判断できる写真が必要です。（半壊以上と判断できない場合は対象外となります）

※解体前、解体中、解体後の写真が必要です。

・家財等の搬出は、この制度の対象外となります。

・家屋等の一部解体やリフォームは、制度の対象外となります。

・自費で解体し、費用償還を受ける場合は、解体・撤去に係る契約書、経費の内訳が分かる書類及び領収書、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）、その他廃棄物が適正に処理されたことが確認できる書類等の保管をお願いします。

**1. 緊急修理**（※罹災証明書は不要です）

地震により屋根等に被害が生じた住宅には、降雨による雨漏りに対応するため、屋根にブルーシート等をかける場合、その費用について補助があります。なお、費用は、町が事業者に修理費用を支払います。

- ◆限度額 5万円
- ◆実施期間 令和6年3月31日までに完了した工事

**2. 応急修理**（※罹災証明書が必要）

地震により被災した「準半壊以上」の住宅の日常生活に必要な不可欠な部分の応急修理について、町が事業者に修理費用を支払います。

- ◆限度額 半壊以上：70万6千円 準半壊：34万3千円
- ◆実施期間 令和6年12月31日までに完了した修理

**3. 賃貸型応急住宅**（みなし仮設住宅）（※罹災証明書が必要）

地震により、自宅で居住ができなくなった方への一時的な住まいとして、民間の賃貸住宅を利用することができます。

- ◆入居対象者 ・住宅が全壊し、居住する住宅がない方  
・半壊であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方  
・住宅が半壊し、応急修理制度を利用する方のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる方
- ◆入居条件 ① 入居は最長2年（詳細な条件有）  
② 家賃は町が負担  
③ 水道光熱費は入居者が負担

**4. 木造既存建築物耐震改修工事等補助金**（※罹災証明書は不要）

昭和56年以前に建築された木造住宅で耐震改修工事等を行う方に、補助金を交付します。

- ◆各種事業区分と補助金額
  - ① 耐震診断（地震に対する安全性評価）：上限 12万円（いずれも費用の2/3以内）
  - ② 耐震設計（診断結果に基づく工事設計）：上限 20万円（いずれも費用の2/3以内）
  - ③ 耐震改修工事（診断・設計に基づく工事）：上限 150万円（R6年度から200万円）

地震により、住宅の倒壊や焼失などで生活上必要な衣類、寝具等が使用することができない世帯に対して、生活必需品を給与または貸与します。（※罹災証明書が必要）

- ◆対象者 半壊以上の被害を受けた世帯
- ◆限度額 世帯の人数により異なります（例：「全壊」で1人世帯の場合 限度額31,800円）
- ◆申請期限 令和6年3月31日

※詳細は、担当課にお問い合わせください。

地震により、応急仮設住宅入居者への生活家電の給与をいたします。

- ◆対象者 賃貸型応急住宅、公営住宅等に入居する方
- ◆対象家電 洗濯機、冷蔵庫、テレビ
- ◆補助額 家電1点につき6万円（消費税を含む）  
一戸あたり総額13万円を上限とします

※詳細は、担当課にお問い合わせください。

## ■ 町税・保険料などの減免について

※詳細は、担当課にお問い合わせください。

地震で被災された場合、減免などを受けることができます。

項目	対象となるもの	要件 (罹災証明書の被害判定区分)	担当課
※町・県民税	※町・県民税、固定資産税については準備中です。 詳細が決まり次第お知らせします。		税務課 ☎ 72 - 3136
※固定資産税			
国民健康保険税	住家	半壊以上	健康保険課 ☎ 72 - 3129
後期高齢者医療保険料	住家	石川県後期高齢者 医療広域連合で検討中	
国民年金保険料	住家	半壊以上	
介護保険料	住家	半壊以上	長寿福祉課 ☎ 72 - 3133
保育料	住家	半壊以上	健康保険課 ☎ 72 - 3134

## ■ 医療保険の窓口負担・介護サービス利用料の免除等について

※詳細は、担当課にお問い合わせください。

地震により、住家の全壊、半壊等の被災をされた方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口で下記の対象要件に該当することを口頭で申し出ただくことで、支払いが免除されます。(後ほど、一部負担金免除申請が必要となります)

【要件】(1)～(5)のいずれかに該当する方

- (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- (2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- (3) 主たる生計維持者の行方が不明である方
- (4) 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- (5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

【期間】令和6年4月末まで (今後延長される場合があります)

【担当課】国民健康保険・後期高齢者医療保険について：健康保険課 (☎ 72 - 3129)

介護保険について：長寿福祉課 (☎ 72 - 3133)

## ■ 上下水道料金について

生活環境課 ☎ 72 - 3925

地震により被災された町民、企業の皆さまの負担を軽減するため、以下のとおり上下水道料金を減免します。

【対象者】 全ての使用者 (個人、事業者全ての方が対象)

【対象月】 令和6年2月請求分 (1月使用分)

【減免内容】 ① 上下水道料金の基本料金及びメーター使用料を減免

② 超過料金は、令和5年12月使用分と令和6年1月使用分を比較し、少ない月の料金を請求します。

なお、減免についての手続きは不要です。

※特別軽減措置は令和6年1月使用分のみとなります。

## ■ 各種証明書などの交付手数料の免除について

地震により被災された方が、生活再建に必要な手続きに利用する証明書などの交付を行う場合、手数料を免除します。

※罹災証明の提示が必要です。 (例：住民票、印鑑登録証明書、所得課税証明書など)

## 罹災証明書をお持ちの方へ

### 生活再建支援について行政サービス庁舎に特設会場を開設しています

支援金の申請や家屋の解体・撤去、住まいの相談などにお越しくください。

▶ 場 所 中能登町役場 行政サービス庁舎 1階ロビー

▶ 受付時間 午前9時から午後4時まで (手続きは午後5時で終了します)

※当分の間、土日祝も実施します。

この情報は作成日時点の情報です。今後、変更・追加がありますのでご注意願います。

また、電話は夜間・休日の場合対応できないことがございます。詳細な情報はホームページ等でも確認いただけます。